

指定障害者支援施設等の人員、設備に関する基準

1 人員基準（基準第4条）

職種	要 件
生活支援員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 単位ごとに 利用者数60以下：1人以上 利用者数61以上：1人に、利用者数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上 ・ 1人以上は常勤 ・ 自立訓練又は就労移行支援のみの提供の場合、宿直勤務を行う者を1人以上
サービス 管理責任者	昼間実施サービスを行う場合に配置されるサービス管理責任者が兼務

2 設備基準（基準第6条）

区分	要 件	
訓練・作業室	訓練又は作業に支障がない広さを有し、必要な機械器具等を備えること	
居室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定員4人以下 ・ 地階に設けない ・ 居室面積が収納設備を除き、9.9㎡（6畳相当）以上 ・ 寝台又はこれに代わる設備を備えること ・ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面していること ・ 必要に応じて利用者の身の回り品を保管する設備を備えること ・ ブザー又はこれに代わる設備を設けること 	
食堂	食事の提供に支障がない広さを有し、必要な備品を備えること	
浴室	利用者の特性に応じたものであること	
洗面所・便所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居室のある階ごとに設けること ・ 利用者の特性に応じたものであること 	
廊下幅	1.5m以上、中廊下幅は1.8m以上	
相談室	間仕切り等を設けること	※相談室と多目的室は、支障がない範囲で兼用可
多目的室その他運営上必要な設備	—	